

鳥取県労働移動受入奨励金

事業縮小等に伴う人員削減により離職者を発生させる企業(送出企業)の離職者を県内で正規雇用した事業主に対して、正規雇用1人につき**奨励金10万円**を支給します。

送出企業の要件

- (公財)産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業で、次の①と②のいずれにも該当する企業
 - 次のいずれかに該当すること
 - 最近3か月間平均の生産量等が、前年同期に比べ概ね10%以上減少していること
 - 最近3か月間平均の雇用保険被保険者数が、前年同期に比べ増加していないこと
 - 「送出企業要件確認申出書」の提出日以降に、**事業縮小等により30人以上の離職者**を発生させる企業
※ 離職者の発生前に、鳥取県立ハローワークへ「送出企業要件確認申出書」を提出して、送出企業の確認を受ける必要があります。
- 県の緊急雇用対策会議で奨励金の対象とすることが認められた企業
※ 送出企業の一覧は、鳥取県HP(<https://www.pref.tottori.lg.jp/207796.htm>)に掲載しています。

対象となる離職者

送出企業の離職者で、鳥取県立ハローワーク、ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター等の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録している者(県内在住者)

奨励金の支給対象事業主の要件

次の①から④のいずれにも該当する事業主

- 雇用保険の適用事業の事業主
- 送出企業を離職した日から1年以内に、ハローワーク等の紹介により県内で正規雇用した事業主
- 正規雇用した前日の6か月前から奨励金の支給申請日までの間に、事業主都合による解雇がないこと
- 送出企業と経済的に独立していること(親会社、子会社、関連会社は対象外)、法令違反がないこと など

奨励金の支給

1人あたり10万円(正規雇用した日の6月経過後から申請)

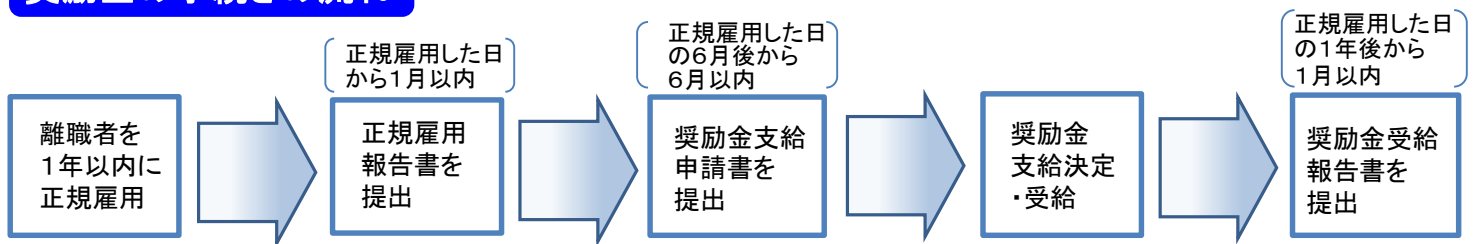
※県の緊急雇用対策会議で奨励金の対象とすることが認められた送出企業で、離職者数が30人未満の場合は1人あたり30万円

奨励金の対象業種

送出企業、事業主とも

- | | | |
|--------------------|-------------|--------------------|
| ○電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ○電気機械器具製造業 | ○情報通信機械器具製造業 |
| ○プラスチック製品製造業 | ○非鉄金属製造業 | ○金属製品製造業 |
| ○輸送用機械器具製造業 | ○生産用機械器具製造業 | ○食料品製造業 |
| ○パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○木材・木製品製造業 | ○繊維工業 |
| ○道路貨物運送業 | ○各種商品卸売業 | ○情報サービス業 など県が認めた業種 |

奨励金の手続きの流れ



新型コロナウイルスの影響により、5人以上29人以下の離職者が発生する場合は、「新型コロナウイルス雇用安定支援金」制度があります。

【提出・お問い合わせ先】支給要件などご不明な点がございましたら、次へお問い合わせください。

20220525

〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)	鳥取県立鳥取ハローワーク	TEL 0857-51-0501
〒682-0023 倉吉市山根557-1 パープルタウン1階	鳥取県立倉吉ハローワーク	TEL 0858-24-6112
〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	鳥取県立米子ハローワーク	TEL 0859-21-4585
〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階	鳥取県立境港ハローワーク	TEL 0859-44-3395